



地方分権の光と影

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法学年報, 20:1-29

(Issue Date)

2004

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0032281>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0032281>



[研究]

地方分権の光と影

蓮 沼 啓 介

0. 始めに

現行の制度の改革を目指す議論が帯びる特性についてまず一言述べて置きます。やや読み上げ調になります。

現行の制度の改革を目指す議論は議論の拠って立つ暗黙の枠組みを活性化する機能を伴う。なぜならば現行の制度の枠の中で議論が行われるので、暗黙の前提である制度の枠組みを活用することになる。その外ではあり得ないからである。とはいえ、その反面では枠組み全体を見直すという決意も登場する余地は残されている。言葉は現実を表現するのに用いられるだけではなく、未だ現実になっていない非現実を表現する力をも発揮しうるからである。事実の有らざる非事実を人々の脳裏に焼き付ける力を発揮することも又あるからである。議論の位置づけは以上の通りである。

現在進行中の第28次地方制度調査会における都道府県制の改廃をも含む道州制の論議も例外ではない。議論の位置づけは明白である。暗黙の枠組みを活性化する機能を伴う。つまり議論を重ねれば重ねるほど現行の都道府県制を強化するだけに終わることも十分に考えられる。結末は何のことはない振り出しに戻るだけのことである。俗に言うガス抜きである。不満を表出させることで、不満の鬱積を減らすことができるからである。

とはいえ枠組み全体を見直すという決意がくっきりと見えることも又疑い得ないところである。

改革には議論だけでなく議論と並んで強力な政治力が不可欠である。

強力な政治力が用意されていなければ、議論は結局現行の枠組み強化に終わる。結局のところ枠組みの延命策に加担するだけである。強力な政治力が用意されるかどうかは今の時点では全く不明である。それ故今回の地方制度調査会における論議の持つ歴史的な意義は今のところなお両義的である。ただのガス抜きに終わるかも知れないし、巨大な改革が動き出すかも知れない。

研修会についての私なりの位置づけをここで行って置きます。

教育行政は行政の一環である。行政としての立場から現在進行中の「地方分権」について考えるには、ふたつの観点が必要である。既に決定されたりほぼ実現が確実となった制度改革に対して、教育行政の担当者はどのように対応すべきかがまず問題となるが、本日の講演ではこの話題には入らないこととする。次に、近い将来に実現するかも知れない重大な制度の変更に対して、その実現の可能性について見積もりを行う傍ら、どのような対応が必要かつ可能かを予め大胆に探り、周到な用意を怠らないことが問題となる。広域府県制いわゆる道州制の実現する可能性を見積もり、こうした広域府県制への移行に対応した準備作業として何が出来るのかを模索して置くことが、この点では肝心である。市町村の合併や府県の連携の動きに対応して、教育行政の立場からは、教育長や教育委員会の間の連携と協力を深めることが大切である。今回の研修会もその一環と位置づけることができるが、更に畿内近国を結ぶことを目指して、近隣の府県を跨ぐ形で合同の研修会を開催したり、あるいは勉強会を組織することも一考に値する提案である。

要するに教育行政は行政の一環である。と同時に教育行政というまでもなく教育の一翼を担う。教育の立場から現在進行中の「地方分権」について考えるにも、やはりふたつの観点が必要である。第一に今回の地方分権の試みを日本列島の歴史の中に置いて、その歴史的な意義を確認することが大事である。特にこれまで日本列島においては中央と在地の関係はどのようなであったのか。こ

の関係を示す地域区割りはどのようなものであり、その変更はどんな風に生じたのかを概観する知識を普及することが要となる。次に現在進行中の「地方分権」を巡る議論の射程を測定して、近い将来に発生するかも知れない改革の成果を展望することも又大切である。こちらは「地方分権」の持つ潜勢力を予め探査して置き、改革の賛否を問うために欠かせない判断材料を提供するということである。

本日の講演は行政よりもやや教育に傾斜した内容の話しになります。

教育行政と制度改革との関連を、教育の原点に一旦立ち戻って、論じて見ることに致します。

教育とはいかなる活動であるか。知識の普及と学習能力の育成が教育にとって根本の目的である。生徒の立場から言えば知識の習得と学習能力の獲得が目標である。こうした目的を的確に実現できる技法の開発と伝授が従って教育の基本となる。こうした技法の開発と伝授を内容とする教育の実績は制度の枠組みが変更されてもなお有用な財産として受け継がれて行く。こうした見地に立つとここでの研修の意義も又明白となる。教育行政の眼目は、教育の持つ長期的な影響力を見通すことにある。従って、教育の持つ長期的な影響力を存分に発揮する方向に、日々の教育の直接の担任である学校の先生たちを促し導くことに教育行政の主眼が置かれるべきである。改革の可能性とその奥行きを冷静に探ることが教育行政の担当者にとって避けられない当面する時代の課題であり任務である。

国家百年の大計を巡らす時が来ている。第二次大戦の後に米軍の占領下において実行された戦後改革により形成された制度は、その後の時代の発展変容にさらされて時代遅れが目立つようになっている。いわゆる制度疲労が発生している。こうした制度疲労の感覚に伴って制度改革の機運も又高まっている。戦後改革の理想に照らして戦後改革の到達点を批評する反省の作用が心ある全ての人々の内部で深まっている。戦後改革を徹底することが求められているとい

うことである。この場合いわば残された宿題を片付けることが大事である。占領軍の圧力と指導の下に造られた現行の憲法の良さを生かしながら、不足を補って行く。残された宿題とは何か。まず第一の宿題は「地方分権」である。過度の中央集権を是正する絶好の機会が到来している。教育行政は「地方分権」という時代の課題を直視しながら、歴史の潜勢力を開示することに意を注ぎ、力を注ぐべきである。

具体的には過度の中央集権を是正するという歴史の宿題を片付けるために、ほかならぬ滋賀県が果たしうる役割をじっくりと考え抜き、大胆に実行に移すことが求められている。

本日の講演がこうした試みにとって一助ともなれば望外の喜びであります。

講師である私、蓮沼の学問的な自己紹介を簡潔に行って置きましょう。

幕末維新の洋学者である西周助の研究を続けております。江戸儒学の流れには朱子学と古学と陽明学の三流のあることは良く知られているが、一口で言えば古学の残党である。西周助は荻生徂徠の提唱した古文辞の学に立ちながら西洋学へと展開した元の儒学青年である。明治に入ってからには西周という名前を使っている。古学は荻生徂徠の古文辞の学から本居宣長の国学へと継承され発展して行くが、西洋学の見地から国学への批判を敢行したところに西周の学問の特筆すべき特色がある。福沢諭吉と並んで明治啓蒙思想の第一人者である。

さて講師紹介の続きですが、西洋学の流れで言えば、日常言語学派の生き残りということになります。20世紀の哲学の潮流のひとつに分析哲学があるが、日常言語学派は分析哲学の本流である。分析哲学とは概念の分析を哲学の難問を解く方法とする学派であるが、概念を表明する言語の用法の分析に焦点を充てた数学基礎論の Flege や Wittgenstein の探求を継承しながら、「論理哲学論考」という自分の主著に対する根本的かつ破壊的な批判を敢行した中期の Wittgenstein の試行=思考を発展させ、日常言語の分析に全力を傾けた学派が日常言語学派である。英国の Cambridge 大学と Oxford 大学という中世

に溯る建学の歴史を誇る大学において盛んであった哲学の潮流である。G.E.Moore と J.L.Austin という二人の哲学教師を旗頭とする哲学の運動であったが、J.L.Austin が1960年の初めに49才という働き盛りの年齢において急逝したために、その活動が中断し、今日に至っているのが実情である。日常言語学派は日常言語の用法を精査し探査するという手法を開発し駆使した学派である。ところがこの学派の方法は日本には未だに伝わっていない。50年代の日本では日本語の研究はまだ浅く、日本語の日常用法を精査する力量が用意される水準には達してはいなかったからである。本日の講演では地方の方＝ホウという用語について、その日常用法の分析を試みる積もりである。また日常言語学派の手法を取り入れ、法の分析を深めた H.L.A.Hart に倣い内的な視点と外的な視点の比較対照を通して、都道府県制という現行の制度を外的な視点に立って分析し、その歴史的な限定を明るみに出す積もりである。法はルール的一种であるが、人間の行動を律するルールの中で法の持つ特質は、一言で言えば、ルールの運用法をめぐっていわばメタレベルのルールが発達しているところに求められる。こうしたルールと人間の関係には二種類の形が認められる。ルールに従って行動するという関係と別にルールに従っているのではない関係との二つである。ルールに従っている人々の拠って立つ視点は内的な視点である。ルールに従っているのではないが、ルールに従って行動している人達を眺めている人々の拠って立つ視点は外的な視点である。

野球という競技を例に取れば次のようになる。競技場で実際に野球の試合を行っている選手は野球のルールに従って競技を行うし、審判団は選手が野球のルールに従っているかどうかを判定している。こうした選手や審判は競技の内側にいるという意味で内的な視点に立っているわけである。これに対して野球の試合を見ている観客はルールに従って行動しているわけではない。選手たちがルールに従いながら勝敗を競う有り様を観戦しているだけである。こうした見物客は競技の外側にいるという意味で外的な視点に立っているわけである。

都道府県という制度を外部から観察しながら、今回の地方分権の試みを外部の視点に立って分析する。本日の講演ではこうした試みを行うことになります。

1. 「地方」とは何か。

地方自治という用語は法律用語であって、法律論議や政治改革の話をするときを除けば日常の対話にはほとんど用いられない言葉である。

地方＝チホウに当たる用語として古くは地方＝ジカタという言葉が使われた。地方＝ジカタの方＝カタは方違えの方＝カタであり、もともとは傾とか片寄るとかいう語に示される通り、どちらかに向かうとか寄るとか肩を持つとかいう意味の言葉である。この語が方角や方向を示す漢語の方の訳語として用いられ、方をカタと訓ずる様になったものである。例えば敵味方という時の味方の方は自分の身に向いている人のことであり、自分の身に寄っている人のことである。宮方とか武者方という風に一方に加勢し味方することを表す語である。

地方＝ジカタの地＝ジ／ヂは地面とか地所とか地侍とかいう場合の地であるが、地獄と極楽という場合の地獄の地も同じであり、もともとは呉音に由来する発音の語である。室町時代には土地問題を管轄する官職を地＝ヂ／方と呼んだ。律令用語は呉音で訓むという伝統があったからである。

ところが日常用語には地元はあるが、地方＝ジカタはない。地方知行は江戸時代には例外中の例外であったから、ほとんど使われぬままに現在ではほぼ死滅した語彙となってしまったからである。(お囃子方を地方＝ジカタと呼ぶことがある位である)。代わりに地元という用語が使われることが多い。地元出身の代議士といった言い方が普通に使われることから分かる様に、地元とは活動の本拠地のことである。

地方の方＝ホウであるが、こちらは恵方とか方角にいう方＝ホウであり、方向ということである。南向きとか北向きとか言う様に、ただ眺めるだけという

か視線で追うだけの方向のことである。眺めのいい山頂に立って辺りを見回しながら、あちらの方とか向こうの方とか、視線で追ったりどこかかを指さして何かを指し示す時に使う言葉である。

やがて比喻として/その方がいいとか/した方がいいとか/止めた方がいい/といった複数の選択肢の中の一方を示す言い方が成立した。

結局、地方＝チホウという語は人間精神の内部において対象となる地域に向かう心の動きを示す用語であって、実際に対象となる地域に向かって進むとかその地域に近寄るという意味を表す用語には使わないことが判明する。関心はあっても味方するわけではないということである。身体の実際の移動を含むわけではなく、精神の内部における関心の移動を示すだけの言葉である。

こうして見れば地方＝チホウという用語の用法は明白である。

一口に言って中央官庁のお役人が、法律の話をする際に用いる法律用語であって、中央に居ながらにして、そこから遠く離れた地域を心に浮かべて話題にする時に、地方という用語を使うわけである。従って「地方自治」とか「地方分権」とかいう用語は現行の都道府県制という制度枠組みの内部でのみ使われる専門用語であるということになる。

それでは現行の都道府県制という制度枠組みはいつ成立したのか。都道府県制の成立時点にまで一旦溯ってその前後の歴史を見直して見ることにする。こうすれば外部の視点に立って都道府県制を外側から眺めることができるからである。現行の都道府県制の原形が成立した時点は廃藩置県の時である。廃藩置県によってそれまでの大名の領地が廃止され、県という行政単位に纏められた。

廃藩置県の立役者は大久保利通と西郷隆盛の二人である。二人の政治力が合力されて、巨大な政治改革が実現したわけである。だが、竹馬の友であったにも拘わらず、実は二人は別々の二つの国家構想を抱いていた。官僚独裁国家と

土族独裁国家の構想である。西郷の構想である土族独裁国家とは北海道の開拓地における屯田兵の制度を全国へ展開するものであったと推測される。幕末維新の洋学者であった西周助が安政年間に一橋慶喜へ送った上奏書がある。北海道を政治改革の実験場とすることを提言する上書であった。榎本武揚がめざした五稜郭も同様の着想に出る政治構想であった。蝦夷共和国を全国改革の実験場とする。開陽丸が暴風雨によるしけのために沈没してこの構想は海の藻屑と化してしまったが、これが榎本武揚の本来の狙いであった。西郷隆盛の国家構想は地方知行の歴史的な経験に根差し、その全国展開を企てるものであった公算が高い。英国型の中産階級の支配する社会を模倣し、土族が農業を経営する農場主となり中産階級となる社会を構想していたものと推測される。

実際には大久保利通の構想する官僚独裁国家が設立された。都道府県制はその骨組みであり、国制の基本であった。旧内務省と旧司法省と旧大蔵省が官僚国家を支える三本の柱であった。

旧内務省が中心として実行した国家建設の土台は石高制の廃止と土地所有の確立に求められる。都道府県制が強固な制度であるのは、土台が確立しているからである。地租改正を介して行われた土地所有の確立の際に、土地所有の証拠とされ規準とされた土地所持の慣行が今なお各地で強固に持続しているからである。

この点を明らかにするために更に歴史を溯って廃藩置県の歴史的な前提となった大名家の領地という地域単位と、そこで一般的であった土地所持の慣行が日本の歴史の中に占める位置を確認して置くこととしたい。

江戸時代の日本の政治体制は、初め大名家と呼ばれ後に藩と呼ばれるに至った小国家の連結体であった。これが徳川家の当主が公方の地位を占めた公方国家の内実である。犬公方という悪口からも明らかであるが、徳川綱吉は公方様であった。

大名家の領地には、お城があって、家臣団は城下に集中し、武家屋敷に集住

した。家臣団の集住する城下から見て、城下の外側は地方となる。武家の住んで居ない地域が地方となった。こうして城下を高しとし地域を低しとする、地域を見下す視線が広く日本中の大名の領地の内部において成立し、全国の武家とそれ以外の人々の心の内奥に定着することとなった。

廃藩置県により大名は廃止されたものの、大名の内部構造とそれに対応していた地方を見下す精神構造は見事に新政府に受け継がれた。新政府は首都東京に居城したが、新政府を中央として都道府県を地方と見下ろす精神の慣行が定着するに至った。

中央と地方の関係は、江戸時代における城下とその外部の地域に基づいて成立した、城下を高しとし地域を低しとする、地域を見下す視線を、全国の規模に拡大し再生産したものなのである。

こうした精神構造を支えた土台は近世知行の下で確立した土地所持の慣行であった。地租改正により土地所持の慣行が強化されるという歴史の逆説が発生した結果、こうした精神構造もまた強固に残存することとなった。

土地所持が確立したのは太閤検地によってである。

豊臣秀吉の強行した太閤検地の前後で日本の歴史は大きく変質したのである。要するに太閤検地は日本の歴史を分断する画期的な事件である。

太閤検地の前後で武家の所領支配の形態は一変する。それまでの在地支配から兵農分離へと飛躍するのである。こうして知行という武家の土地に対する権利関係が様変わりすることとなる。地方知行と近世知行の違いを見て置こう。鎌倉や室町から戦国時代に至るまで武家領主は在地に館を構え、所領を支配した。武家の所領は武家にとって生活の本拠地であり、そこで生まれそこで死ぬ、つまり一生涯を過ごす一所懸命の場所であった。これに対して江戸時代の武家は城下に集中して、城下町に並ぶ武家屋敷を生活の本拠とする人ひどであった。武家の所領に対する支配は、定まった石高に応じた禄米が年々班給されるという形に完全に抽象化していた。大名が全体としての領地に対して支配権を振

るうだけで、個々の武家は武家屋敷の敷地を支配するのみで、特定の山林や田畑に対する支配は消滅していた。近世の武家はいわば幽霊であった。あたかも中世の亡霊にはなお足があるのに対して、近世の幽霊には足がないのにも似て、近世の武家は体を支える足に当たる田畑という具体的な領地を喪失してしまっていたのである。

こうした歴史的な変化を生んだ原因は明白である。太閤検地とそれに基づく石高制の成立により、地方知行は完全に変質し、兵農分離と武家の城下町集住が強行されたからである。こうして武家は城下に暮らし、地方には農民が住むという大名家の領地が成立した。国替えやお取り潰しによる領地の変更は生じたものの、領地の内部構造は不変であった。

太閤検地により近世の土地支配権の形式である土地所持が公証され、土地所持の慣行が確立することとなった。太閤検地により国衙も武家の所領も廃絶されてしまったわけである。こうしてかつての律令国という地域単位に代わって、大名家の領地という新しい地域単位が歴史に登場する。

大小様々であった大名家の領地を更に合併し統合したものが現行の都道府県制である。

物事には例外が伴うのが世の常である。

兵農分離の例外は島津家の領地である。中世以来の在地領主が大名となり、麓と呼ばれる外城の制度を維持した島津家では、家臣団は国中に散らばり、武家と農民との居住地の分離は不徹底であった。またいくつもの支藩が置かれ、独立の小藩の連合する独立国家の趣を有する領地となった。幕末維新の動乱において島津家が梶子の支店の役割を果たせた理由がここにある。制度の根本が異なるから、他の地域の変革を推し進める力を発揮できたわけである。西郷隆盛が抱いた士族独裁国家の構想は、島津家の内部構造を更に平準する形で全国に拡大する意図に貫かれていたわけである。

2. 国衙の時代

太閤検地により最終的に廃絶された国衙とは何か。それは古の律令国の残滓である。

日本列島の歴史を通観すると、地域単位には律令国家の時代の地域単位である律令国と江戸時代の地域単位である大名家の領地の二種類があったことが判明する。国衙は律令国のよすがであり残滓である。

大和の国とか山背の国とか近江の国といった律令国は律令国家の地域単位である。律令国家の成立した時点は近江大津京への遷都が実行された西暦667年まで遡る。明るる668年の戊辰の年の正月に中大兄皇子は即位して天皇＝スメラミコトとなり、律令国家の建設という歴史的な偉業に手を染めるのである。

それ以前の国の範囲はどのようなものであったか。国造本紀に国々の名前が並んでいる。例えば律令国のひとつである常陸の国は、以前には六つの国に分かれていた。新治・筑波・茨城（うばらき）・那賀・久慈・多珂の六つである。国造本紀よりも以前には県＝アガタという地域単位があった。魏志倭人伝には奴国とか伊都国といった北部九州にあった小国家の名が見えるが、これらの小国は後に儼の県＝アガタや伊都の県＝アガタに発展する。更に律令国家の下では、評や郡＝コホリになる。県＝アガタは畿内王権に服属し直轄地となった小国のことと推定される。

律令国は律令国家の地域単位である。律令国には国衙が設置され、律令国の下に置かれた郡＝コホリには郡衙が設置された。国衙や郡衙は口分田の班給や収受のほか庸や調の徴収や人夫の動員に当たる役所であった。

平安京への遷都の後に、日本の国の形は律令国家から王朝国家へ更に権門体制へと変容していくが、こうした変容に連れて国衙も権門の財産の一部と化す。権門体制における最大の権門は皇族である。後白河法皇の時代には皇族の財産

である後院領は広大であった。

南北朝の動乱期に後院領は分解し消滅する。公方国家への移行の目安となる出来事である。天皇国家から公方国家への移行が生じ、公方御所が政権の所在である朝廷となる。王政から覇政への歴史的な発展が生じたのである。南朝と北朝とどちらが正当な朝廷であるかを論じる南北朝正閏論はそもそもピント外れの議論であった。要するにピンボケの議論である。なぜならば朝廷とは政権つまり政治権力の在ることであり、全国政権の所在は既に公方御所に移っていたからである。南朝も北朝も朝廷ではありえない。南北朝正閏論は精々禁裏御所の正当な相続人は誰かという問題に過ぎない。応仁文明の大乱から天下人の登場まで続く動乱の時代には全国王権は存在していない。朝廷は不在の時代であった。こうした乱世には安定した地域の区割りは存続しない。食うか食われるかという戦乱の世であり、領地や領域は合戦の度に変転し流転するので、安定した地域という単位も又存在してはいなかったのである。

こうして律令国の残滓である国衙が辛うじて存続するだけの時代が続く。やがて新しい地域単位である大名家の領地が確立するまで、乱世が続くこととなる。まず大名家が生成し、大名家の攻防と興亡の果てに、太閤検地を経て、大名家の領地という新しい地域単位が歴史に登場するに至る。

まず大名家とは何かを見て置こう。

狂言の成立した室町時代には大名と小名とが登場する。武家領主の中で耕作地の単位である名を大量に支配する者が大名であり、少量の名を支配する者が小名である。武家領主の相続法が総領制から嫡子単独相続制へ移行するに連れて、一族を家臣とする大名の当主が登場して、大量の名を単独で支配するに至る。更に領地没収と荘園蚕食が次第に広まり、大名の領地がますます増加し拡大していく。ただし名は各地に散在していて、一カ所に纏まっていたわけではない。大名は名を大量に支配していただけであって、一国全体を支配していた

訳ではない。

次に大名領国とは何かを見ておく。

領地に対する一円支配の源流は建武国司にあると推定される。国司は国衙の長官であるが、南北朝合流の条件として飛驒の国司を世襲した姉小路家と伊勢の国司を世襲した北畠家の地位が保全され、公方国家の一部に組み込まれる。いわゆる建武国司の存続である。建武国司はやがて国内の武家を被管にし主従関係を形成して領国内の一円支配を先駆的に実現していくわけである。

伊勢長氏や美濃の斎藤道三などはこれを模倣して大名領国を形成したと推定される。国衙の官人を被管にする。古代日本の律令国を手本に近世国家の先駆形態である領国の形成が進められたということである。律令法を後世的に活用した良い例である。(律令法を後世的に活用する試みは不十分に終わる。豊臣秀吉が無教養の成り上がり者であったからである。結局秀吉には律令法の意味が分からなかったことが響いた模様である)。

建武国司や国衙が衰退するのは足利義輝の暗殺により公方国家復活の可能性が閉ざされてしまったからである。国衙は公方権力の残された拠点であったが、足利義輝の暗殺により、国衙の敗退という歴史の運命が決まった。足利義輝を暗殺した畿内の武家領主こそ歴史の発展を阻止することばかりに全力を尽くす歴史的な反動勢力である。

ついに太閤検地と石高制の確立により国衙の終末が訪れる。中世領主の一変種に変容して残存していた国衙が検地により最後を迎えた。織田信長の武力と協調しなければ公方も国衙も生き残れない。しかしながら足利義昭は器量が小さく、織田信長との戦略的な提携を実現する器ではなかった。足利公方家と織田信長の戦略的な提携が軌道に乗っていれば、その仲介に生涯を賭けた明智光秀のごとき知将の活躍の場は広がり、本能寺の変のごとき謀反も不要となり、強大な日本国家が形成された公算が大きかったと断言できる。

足利義昭の狭量さと織田信長の強引さの狭間に立たされて、明智光秀の進退は窮まってしまったのである。

3. 近江の国の歴史的な位置

滋賀県つまり古の近江の国の歴史的な位置を振り返って見ると、近江の国に首都があった時が二度あることが見えてくる。(副都である信楽京は数えないこととする)。近江大津京と安土城下がそれである。本能寺の変の時分には織田信長が実質的な日本国王であり、安土城下が日本の首都であったというべきである。律令国と大名領を生み出す歴史の激動の回転軸になった首都である。ただし歴史認識において問題もある。壬申の内乱にせよ、本能寺の変とそれに続く安土城炎上にせよ、不吉なまがまがしい記憶と結び付く史実であるため、正確な認識が成り立ちにくいからである。

歴史の誤解を解いて置くことが必要であるので、近江大津京についてやや詳しく説明しよう。安土には軽く触れるだけとする。

まず近江大津京について。壬申の反乱の原因については俗説が流布している。二人の天皇＝スメラミコトの兄弟争いが、それも額田王という女流歌人を巡る恋の鞘当てがきっかけであるとする説がある。伴信友という考証家の学説が広まってしまった。俗説の根拠は万葉集に伝えられる大和歌の解釈に始まる。万葉集巻第一に大和三山の諍いを歌った中大兄皇子の長歌が伝えられているが、俗説では誰と誰の争いなのか完璧に誤解されている。長歌を訓み下して置こう。

香具山は 畝火雄々しと 耳梨ど 相あらそひき
神代より 斯くにあるらし いにしえも 然にあれこそ

うつせみも つまを あらそふらしき

額田王を巡る中大兄皇子と大海人皇子との対立であると解釈されているが、これは誤解である。長歌に付した反歌を見ればこれが誤解であることが判明する。

香具山と 耳成山と あひし時 立ちて見に來し 印南国原

「印南国原」とは何か。印南国原が見物にやって来たように聞こえるが、播磨国風土記には、阿菩の神さんが仲立ちにやって来たら、諍いや揉め事はもう終わったと聞いて座り込んだところが印南国原であったという伝えがある。つまり中大兄皇子は争いの本人ではなく、仲立ちであり仲裁役を果たそうとしたところ、諍いや揉め事は既に終わっていたと詠っている訳である。

とすれば誰と誰が争ったのか。香具山も耳成山も女山であり、畝傍山が男山である。要するに鵜野讃良のちの持統女帝と額田王の間で大海人皇子を巡って争いが発生したので、中大兄皇子が仲介の労を取ろうとしたら、既に争いは収まってしまっていたため拍子抜けした。これが反歌の意味であろう。

中大兄皇子の娘である鵜野讃良が大海人皇子の側に行く代わりに、大海人皇子の娘である十市皇女を大友皇子の後とする。その後見人として母親の額田王が中大兄皇子のところにやって来るとい形で話がまとまり、諍いはあっけなく終わってしまったのである。その時の心境を中大兄皇子はもう一つの反歌に託している。

わたつみの 豊旗雲に 入り日見し 今宵の月夜 さやに照りこそ

日が沈むと月が上る。日は後の持統女帝を指し、月は額田王を示す歌である。娘である鵜野讃良は海神であるわたつみつまり大海人皇子のところへ行き、自

分のところには額田王がやって来る。さやかに照る月の光りという麗しい比喻に額田王の魅力に富んだ美貌が巧みに表現された歌であるが、中大兄皇子は宮廷巫女であり女流歌人でもある額田王との新生活にはげしいときめきを覚え、また同時に悪化する国際環境に抗して立ち向かうために不可欠であった兄弟の協力関係の成立にホッと胸を撫で下ろして安堵の気持ちを表しているのである。

こうした兄弟の盟友関係が破綻に瀕した事情には本日は触れないこととする。

ともあれ壬申の内乱の原因は女流歌人を巡るふたりの皇子の諍いなどではなかったことをここで強調して置きたい。

次に織田信長の意図について。特に天皇との関係について誤解が広まっている。

天朝様という通称に知られるように、当時の天皇は既に名門の祭司に変身してしまっていた。祭り主という意味で祭主と呼ぶにふさわしい地位であった。信長は名門の祭主の地位などには関心がなく、自分がその上位の位置に立つことだけを目指していた。信長は父信秀が尊皇家であったのとは違って、尊王の気持ちなどは持ち合わせてはいない冷たい武人であった。信長が天皇に接近を試みたのは、流れ公方に代わって全国政権の要となる位置に一時的にせよ天皇が座っていたからである。飛驒と伊勢とに残存する建武国司の領国と各地に残存する国衙の官人を束ねるには、天皇との交渉が必要であった。公方が信長の傀儡になれば、天皇との交渉など不要となり、それで済んだと推定される。足利義昭は器量が小さく、こうした傀儡つまり象徴君主の役割に徹することができなかったため、信長としてはやむを得ず面倒な儀式が避けられない天皇との交渉に臨んだわけである。

歴史の誤解を解くと興味深い事実が判明する。滋賀県つまり古の近江の国は、律令国と大名家の領地という日本列島の歴史を貫く二種類の地域単位の形成に

際して、二度とも転回軸となる決定的な役割を果たしていることが分かってくる。

近江の国に、一時的ではあれ、首都が置かれていたということである。

この事実を直視することが今痛切に求められていると断言できそうである。

4. 「分権」とは何か

三度目の正直ということわざがある。新たな地域単位の確立に際しても滋賀県つまり古の近江の国はこうした転回軸の役割を果たすことが出来るのではあるまいか。

本日は予め、暫定的であることを織り込んだ暫定首都を滋賀県に設置して、地域区割りの決定を行うという提言を行って置きましょう。

近江の国に首都を置く。臨時の都を置くという提言です。

一時的ですが、大津を日本の首都にするのです。

提言の中身はこうなります。

臨時首都設置法を作成し、東京を首都ではない巨大都市と位置づけ、三年間に限って大津と安土とを日本の首都にする。大津には衆議院を置き、安土に参議院と仮皇居を置く。仮皇居は皇族方の一時的な旅宿として利用する。要は新しい首都を仮設するわけである。

早い話が天津プリンスホテルを借り切って衆議院の議事堂と議員宿舎として活用すれば国会議事堂を新築する必要もなく万事安上がりである。近隣に所在する自衛隊の駐屯地の全部ないし一部を官庁や官舎として一時利用する。又周辺のホテルや旅館やオフィスビルを国会の会期中は長期に借り切って各省庁の幹部用の官舎や官庁とする。

道州制とか広域府県制とか呼ばれる広域に亙る地域区割りの決定は遷都先の

選定を行う良き機会を提供する。暫定首都の選定は一石二鳥の名案である。

首都の移転先をまず決定するという現行の手順では移転先の決定は利害が交錯して収拾困難である。決定された遷都先が意に染まない場合には、別の遷都先を望む全ての人々が遷都そのものに反対の立場を取ることになるからである。これでは遷都先は永久に纏まらない。まず遷都を実行することだけを決定して、その後に現在の首都である東京も一の有力候補とする形で遷都先の選定を行うのでなければ、遷都など実現不可能な夢物語に過ぎない。

この場合、暫定的な首都を決めることがコツであるが、歴史の先例に照らせば、暫定的な首都は滋賀県を置いて外には考えられない。滋賀県は日本列島弧いわゆるヤポネシアの中央辺りに位置するので、首都選定の議論を行いやすい場所に位置すると言えるからである。臨時首都設置法は与野党に互る大連立の政権が超党派の議員団が提出することが望ましい。暫定的な首都において広域府県制いわゆる道州制の区割りを完成する。同時に新しい遷都先を選定する。どちらも複数の案を並べて、その上で総選挙を行えばいい。

ところで集権と分権を分かち目安は何に求められるのか。

複数併存する政治単位の自治ではなくて、その独立が分権的な秩序の目安である。

洋の東西を問わず、歴史に実例が認められる。

ヘラスと呼ばれる古代ギリシャは分権の時代である。都市国家は互いに独立の政治単位であった。古代中国における春秋戦国の時代も又分権の時代である。春秋の五覇、戦国の七雄というが、どの国を取っても独立の政治単位が強大化したものである。これに対して、古代ローマ帝国や秦漢帝国の時代は集権の時代である。強大な皇帝権力が全国に及んでいたからである。

分権と集権はどの様な必要に応じて選び分けられるのか。

中央集権の秩序は対外的な危機に対応する必要が生じた時に採用されやすい。

上古の日本はその一例である。先進国であった百済や南朝の梁、更には隋唐帝国の脅威は大きく、国際環境は険しかった。外圧に屈しないためには国内の秩序を統合して強力な中央集権を実現することが不可欠であった。

スメラミコトにせよ近代の天皇にせよ、どちらもこうした強力な集権国家の必要に応じる思想であり、制度であった。

近代における天皇の概念は古代日本におけるスメラミコトという思想を近代になってから復活させたものである。大日本帝国憲法には神聖王にして大元帥とある。皇帝即教皇であったビザンツ帝国における帝王を思い起こさせる、いささか時代錯誤の地位であるが、俗権と教権との統合は強力な中央集権国家の建造には好都合な事態であった。国の要にしやすい地位であったし、天皇は宮廷文化の普及を目的とする宗教教団である禁裏教団の長でもあったので、日本臣民の精神的機軸にしやすいという事情も生じた。

もともと上古の日本におけるスメラミコトの思想も又、中央集権の必要に応じて成立した。元々は外来の思想である。秦の始皇帝の思想と実績が歴史の背景をなす思想である。秦韓の民が日本列島に渡来した際に海を越えて運んで来た思想である。パタともパダとも呼ばれる秦氏とは秦韓の人々であると推定される。秦氏が皇帝という思想を日本列島に運んで来たに違いない。最初のスメラミコトは欽明帝である。スメラミコトという語は皇帝の概念を大和言葉に置き換えた語であると推定される。皇＝スメラであり、帝＝ミコトである。後に皇帝と区別するために、皇命と表記するに至った。(天皇という用語はスメラミコトを漢訳するのに用いた漢語であり律令用語である)。隋唐という中華帝国からの自立に必要不可欠の思想であった。だが中央集権には歪みが伴いやすい。中央に資源を過度に集中するという弊害が発生しやすいからである。一口に言って巨額の無駄遣いが生じやすいということである。(恭仁京や信楽京の建設はその一例である)。平城京の時代に発生したこうした歪みを是正するために、平安京への遷都が必要となったと推定される。

近代における天皇の概念も又同様である。西欧列強の侵攻から独立を確保しつつ西欧列強に伍していくのに必要不可欠な思想であった。日本国の独立は今では安泰である。ところで中央集権には歪みの発生が避けがたい。現在も又歪みが深刻な形で進行している。国の債務残高が膨張していく。また府県の財政が空洞化していく。自主財源がないため、国に依存し挙げ句の果ては債務に対する無責任の心理が病魔の如くに蔓延する。中央集権の下では支出の膨張を抑制するメカニズムは作動しにくい。その是正にはおそらく遷都と広域府県制への移行が不可欠である。

日本国の独立を確実にするために中央集権が求められた。

日本国の独立を確実にする目論みは首尾よく実現した。

日本国の独立は今では安泰である。

中央集権が必要であった時代は既に終わっている。

広域府県制いわゆる道州制への移行は歴史の宿題であると言わざるを得ない。

こうした広域府県制に移行する場合には、ゆくゆくは日本国憲法の地方自治の規定を改正することが望ましい。現行憲法のままでも道州制の採用は可能であるが、遠い将来には憲法の規定を修正する方が良い。その日に備えてここで地方自治条項について改正試案を提出して置く。

まず日本国憲法の地方自治条項について条文を参照する。

第八章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律に定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

続いていわゆる道州制にふさわしい憲法条文はどのようなものか。改正私案を提出して置こう。この場合、地方公共団体の根拠法令を法律から条例へ変更することが要をなす。

(改正私案)

第八章 住民自治

第92条 地方公共団体は、基本条例を制定し、その領域と組織を確定し、その議事機関として議会を設置する。

第92条の2 基本条例は地方公共団体の最高法規であって、国の法律によってこれを変更することはできない。

② 基本条例の条規に反する条例及び地方公共団体の業務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第93条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、住民自治の本旨に基づいて、条例でこれを定める。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び条例に定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第93条の2 地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、納税の義務を負う。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、その業務に関する条例を制定することができる。

第94条の2 国の財政を定める第83条乃至第91条の規定は地方公共団体に準用する。

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

② 特別法に抵触する当該地方公共団体の条例は、抵触する範囲においてその効力を失う。

第95条の2 地方公共団体の一部である一の地方公共団体のみに適用される特別条例については、当該地方公共団体をその一部とする地方公共団体の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、当該地方公共団体をその一部とする地方公共団体の議会は、これを制定することができない。

地方自治条項の改正は日本国の国の形を変更するいわゆるアルキメデスの点となるものと見込まれる。

とはいえ道州制への移行など青年客気の書生論に過ぎず、できる当てのない夢物語ではないのか。こうした反問の声も聞こえてくる。

ここで広域府県制への移行の実現可能性について私見を開陳したい。

都道府県制の持続力はなお強力である。既得権を死守する勢力を前に改革は困難どころか至難すら飛び越えて、そもそも改革など不可能ではないかという声も強い。

それなら現行の制度をこのまま維持する方が簡単ではないか。

だがそうはいかない理由＝ワケがある。現行の制度をこのままずっと維持すると何が起るのか。明らかに悪性インフレが忍び寄っている。現行の制度はそう長くは持たない。

なぜか。

国の借金は膨らむ一方であるからである。国の借金が膨らむ一方であるのは何故か。地域の住民から見ると国の借金は国の借金であり、自分たちの借金とは思えない。国の借金を自分の借金と思っているのは財務省の官僚たちだけである。地方の借金に至っては誰も自分の借金とは思っていない。国から見れば地方の借金であるが、地方では行き着くところまで行けば必ず国が肩代わりしてくれると思込んでいるからである。

問題は正にここにある。

国は借金を重ねる実力はあるが、国には借金を返す力はない。これが過度の中央集権の生み出した最大の歪みである。地方行政には、資金力が極端に欠落している。地方の借金を返済する計画を作成するのに不可欠な、その前提となる自主的な財政力が全くない。

いっそ悪性インフレが到来するのをただ待ったらどうか。

悪性インフレもそんなに悪い話ではない。熱が出ればじきに風邪は直る。年率100%位のインフレ率ならば、国の借金は実質で計算すれば一年間で半減する。資産も目減りするが借金も半減するのならそんなに悪い話ではない。個人の財布には大打撃であるが、借金が実質で半減するから国は大儲けである。

ただし悪性インフレには問題点がある。最大の問題はコントロールができないことである。野球で言えばノーコンになり目茶目茶に打ち込まれる敗戦投手の様になりかねない。悪性インフレにあってはインフレ率の制御はほぼ不可能である。年率300%のインフレが三年間続くと、金融資産も債務もほぼゼロとなる。老後の不安は巨大となるし、社会不安の発生も不可避である。社会不安が長期に亘れば軍部の発言力が増大する軍国主義が復活するか、さもなければ過激で無責任な言葉を乱発する指導者民主主義が支配する国となる。行き着く先は日中戦争という悪夢の再来である。悪性インフレに日本国の命運を託すわ

けには行かない。

身の破滅を招くかもしれない危険な賭けに身を委ねるわけには行かないのである。

悪性インフレを回避する道はあるのか。

国債残高を圧縮する財政再建計画を定立して実行に移せばいい。しかしこの道は辛く陰しいダイエットの道である。

もっと楽しいダイエットのやり方はないのか。

実はある。広域府県制いわゆる道州制に移行すればいい。思い切った発想の飛躍を実行すればいい。日本中が魅力に溢れた美しい日本の私たちになればいい。だが、どうやって。不味い物は食べないで美味しい物を少しずつ有効に摂取する最近流行のダイエットをお手本にして、高くて不味い公共事業は止めて、自然環境の保全とか地場産業の活性化とか先端産業の誘致育成のような夢に富んだ安くて美味しい公共投資を少しずつ楽しみながら実行することにすればいい。風光明媚な滋賀県を再生する公共事業をえり抜いて実行する。美しい琵琶湖に似つかわしい美しい生態系を復元する。ひなびた美しさを追求する。

美しい日本の形を実現するには、近江の国もその魅力を確認し更に存分に発揮することが必要不可欠である。

現行の都道府県制の最大の欠陥は、私見によれば、次の点にある。すなわち都市銀行と地方銀行の間に位置する中間の規模の銀行が成立しない。例えば関西圏といった範囲に対応する銀行が存在しない。その結果、大口の預金は都市銀行に集中して、地域の中小零細の企業には資金が還流しないこととなる。地域の中小零細企業は経済成長よりは雇用の確保に寄与する経済単位である。生活の向上に寄与するというよりは生活の安定に寄与する組織体である。

こうした利益率は必ずしも高くはないが、しかし堅実で安定した持続力のある小経営に低利の資金を供給して、地域の安定と長期的な発展を促す力量を持つ金融機関が、都道府県制の下では成立しえない。ここに現行の都道府県制に

伴う最大の欠陥が有る。長期デフレによる長期不況の最大の原因もまたここにある。

このまま長期不況が続けば日本経済は衰退し国の財政は破綻する。

日本国の破産か、道州制への飛躍か、向こう十年が勝負の時であり、選択の時である。

5. 「地方分権」の彼方へ

楽しいダイエットの真似をして、新しい価値感覚により、今より良い国の形づくりを行うことを考えよう。

都鄙感覚は日本列島を貫く美意識であり文化認識である。都鄙感覚はみやびとひなびたという語に結晶している。さてみやびのみやとは建物であり建築であり都市である。鄙びたのひなとは鳥の雛であり、お雛様である。小さきものであり、可愛らしいものであり、これから育つものであり、自然のものでもある。都鄙感覚とは自然美と都市美を対照する審美感覚である。大いなるものと小さきものとを対照する審美感覚である。ひなびた温泉とは自然美に富み、目の少ない温泉のことである。

都鄙感覚は二極構造の感覚である。二極を三極へと発展させるために、あらびという審美感覚の導入を提案したい。荒びは荒っぽいばかりでなく同時に新たなものであり新びでもある。荒びという審美感覚を表出する催しに目を向けて置こう。

祇園祭の山鉦巡行や岸和田の楽車祭りは勇壮であり、あらびという審美感覚を映し出している。比叡山の山伏が行う千日回峰の荒行にもあらびという審美感覚が込められている。みやびとひなびたという二極とは別に宮びと荒びという二極も成り立っている。

全国的な規模において宮びと荒びを対照して見よう。

みやびとあらびと言えは宮方と武者方の対照が思い起こされるし、禁裏御所と公方御所の並立も見逃せない。寺社教団と武家政権との確執と協調の歴史にはみやびとあらびという審美感覚が纏い付いている。もし仮に関西の別名を西京と定めることにすれば、東京と西京との対照はあらびとみやびの対照に重なり合う。東京圏と関西圏とは対照的に輝き合う。こうして日本列島を眺める複眼的な視座が獲得される。二つの眼のそれぞれが昆虫の複眼の様に三百六十度を見回わせる高感度のレーダーとして文化認識の舞台と化す。高度情報都市群が日本列島に二か所あるという21世紀における日本国のあるべき姿や形が自ずから生み出される。

関西の内部に目をむけると三極構造が浮かび上がる。京の雅び。奈良の静けさ。大阪の賑わい。これがこれまで関西に見られた三極構造である。(神戸の軽さがこれに付け加わる)。更にこれに加えてみやびとひなびたと荒＝新びという三極構造が新たに関西に持ち込まれる。

近江の国すなわち今の滋賀県を関西の中に置いてその位置づけを探って見よう。

近江の国には雅なところと鄙びたところが併存している。畿内近国という近国の筆頭である。滋賀県の魅力を更に強化するために、これに新びたところを付け加えるという戦略を取って見てはどうか。

新たなものとして移民や出稼ぎの受け入れが考えられる。また物資の受け入れも考えられる。出稼ぎを招くインディカ米の受け入れはどうか。タイや中国からの出稼ぎを円滑に受け入れるには、インディカ米の輸入は適切な処置である。インディカ米はジャポニカ米と味が丸で違う。インディカ米は日本から見れば主食の米よりも副食のパンやお菓子に近い食べ物である。インディカ米は多くの日本人にとっては米というよりも麦の一種といった方が分かりやすい。出稼ぎの受け入れとそれを促すインディカ米の輸入に踏み切る。これが荒びの第一歩である。

更に移民の受け入れに踏み切る。

上古日本の体験を想起して秦氏の先例に従い、渡来人の受け入れを行ったらどうか。具体的にはユダヤびとの受け入れを近江の国の国策として実行する。ユダヤ人問題は今日なお解決されていない根の深い歴史的な問題である。早い話が今回のイラク戦争である。パレスチナ問題と連動してしまうために混迷が深まっていることは明白である。元々ヨーロッパ在住のユダヤびとを中東のヨルダン川流域に集めてイスラエルを建国したところに、イラク戦争を初めとする今日の全世界に互る混迷の根があることは言うを待たない。アラブ地域に土着のユダヤびととパレスチナの民であれば共存の長い歴史と経験がある。問題の解決も難しくはない。ところが実際にはヨーロッパ内部の差別問題を中東に転化し押し付けたものがパレスチナの問題である。

そこで発想を転換してヨーロッパ系のユダヤびとを日本列島に受け入れる提案を行う。特に関西なかでも近江の国が受け入れの中継地となるという構想はどうか。神戸も別の候補地である。

ただし、こうした構想を進めるには秦氏の渡来の先例を認識し直すことがまず必要となる。秦氏の素性については誤解だらけであるからである。ここで私見を開陳する。秦氏とは何者か。馬韓の東の地を割いて設けた秦韓という国の住民が日本列島に渡来した。秦韓の民とは何者か。ここが問題の核心である。秦韓の民とは秦の始皇帝に命じられて仙薬を探しに蓬萊に向かった徐福の一行の子々孫々である。徐福はどこへ行ったのか。済州島に定着した。徐福の国は済州島にあった。後に徐福の一行の子々孫々は馬韓の東の地を割いて設けた秦韓に移住した。これが梁書に見る「扶桑」の国である。「扶桑」の民はやがて日本列島に渡来した。これが秦氏である。航海術に長け、帆船を操って大海を渡り、朝鮮半島の南端部に飛来した秦の民を韓人たちは海の人々と呼んだ。pata の人びとである。

ユダヤびとの受け入れの際にも、まず日本列島に入る前に、極東のどこか例

えば朝鮮半島とかロシアの沿海州とかのどこかに住んで、東洋の気候や風土やそこでの生活に慣れるまで定住訓練を行って貰う。そのために極東のどこかに伊豆羅しという都市を新設する。少なくとも一世代、数十年位の間はそこに留まって貰う。出来れば二世代、六十年位住んで貰う方がいい。朝鮮半島や沿海州が気に入った人はそこに定住すればいいし、やはり日本列島の生活を望む人は、近江の国や神戸の街に受け入れることとする。

例えば、琵琶湖のほとりに猶太谷という町を新設する。安土の辺りが最適である。

ゆくゆくは伊豆とか伊豆羅といった名字を名乗って貰う。あるいは猶太谷とか猶太とか湯田とかいった名字も考えられる。猶太谷三郎とか伊豆新之助といった名前なら日本社会にも融け込みやすく、しかも出自が明瞭であるから、お似合いであろう。

ユダヤびと受け入れ構想には利点がある。道州制への移行を中軸に据えた日本国改造計画に対して、ドイツのナチスの如き政治勢力の進める計画であるといった、為めにする誹謗と中傷を繰り返す連中が一部にいるが、こうした輩に対して、それとは正反対の動きであることを疑いの余地のない形で示すことができるからである。

結びに一言。国家百年の計と近江千年の夢を紡ぎ育むことを促す教育行政を是非進めて頂きたい。このことを皆さんにお勧めして拙い講演の結びと致します。

ご清聴有り難う御座いました。(注)

(注) 本稿は2004年 5月17日に大津プリンスホテルに於いて開催された滋賀県教育関係者が参集した研修会に於いて筆者が行った講演の原稿である。

(追補) 第94条の2に定める準用に関連する条文について現行の条文と改正私案を対照しておく。

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律に定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

(以下省略)

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

② 地方公共団体の財政を処理する権限は、その議会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律に定める条件によることを必要とする。

② 地方公共団体がその住民に対してあらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、条例又は条例に定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

② 地方公共団体がその費用を支出し、又は債務を負担するには、その議会の議決に基づくことを必要とする。

(以下省略)